

◆台風10号被害対策に係る事業者向け支援制度

「小規模事業者持続化補助金〈台風激甚災害対策型〉」二次申請について

台風10号による甚大な被害のため、顧客や販路の喪失という状況に直面した小規模事業者が経営計画を作成し販路開拓に取り組む費用を助成します。

商工会議所の助言等を受けて経営計画書の作成をお願いします。

(一次申請に応募した方や、既に改修工事や備品を購入した方は申請できません)

補助上限額と補助率：100万円、3分の2

補助対象：「機械等設置費」「店舗移転費用」「車両購入費（中古車可、乗用車不可）」

購入資産の見積書の提出が必要です。

受付締切：平成29年1月27日（金）（当日消印有効）

注意1：被災した事業用資産の単なる復旧・買い替え費用に対する補助ではありません。

被災状況のみを記載するのではなく、計画書に売り上げ高を上げる、販路階層を拡げるといった視点に立って記載することがポイントです。

注意2：「何をしたいのか?」「何を買いたいのか?」等具体的なプランが必要です。

注意3：「罹災証明書」か「被災の状況が分かる写真」を提出願います。

注意4：間接被害の方は「取引先が被災したことにより、売上が被災前に比べ被災後10%以上低下している」「顧客数が10%以上減少した」等の事由が条件です。

注意5：機械等の修理費用は対象外となりますが、店舗等修繕費用は「集客を上げるための店舗内改装」等が要件となりますので、詳細については当所へご相談願います。

※公募要領は、日本商工会議所特設HPからダウンロードするか、当所にてUSBメモリ等を持参のうえ、コピー願います。(メール受信も可)

問い合わせ：久慈商工会議所経営支援課 TEL52-1000

◆台風10号被害対策に係る商工会議所等機能強化支援事業スタート!

昨年12月12日から本年3月末日まで、県補助制度「平成28年度商工指導団体機能強化緊急支援事業」により久慈商工会議所へ新たに専任の嘱託職員1名が配属となり、被災事業所の方々のご相談等(各種助成金、災害融資、事業再開計画等)の対応をしておりますので、お気軽にご利用願います。

また、上記「嘱託員設置事業」と併せ、被災した市内商工業者の方々の高度かつより専門的な経営課題の解決、再建を支援するため、「専門家派遣事業」も実施しております。

問い合わせ：久慈商工会議所経営支援課 TEL52-1000

◆新春経営セミナーのご案内

お客様と、また社内でより豊かな人間関係を築き、人を動かすためにはどうしたらよいか、効果的な伝え方とはどういうものなのか、本セミナーで習得していただきます。

日 時：平成29年1月26日(木) 16:00~17:30

場 所：久慈グランドホテル

テーマ：「これからのビジネスで不可欠な人を動かす説得術・交渉術」

講 師：(株)セミナー東北 専任講師 大竹 辰也 氏 (接話コンサルタント・アナウンサー)

受講料：無 料

◆1月の主な日程(1月10日以降)

15日 冬の復興大感謝祭 18日 まちなかありがとう市、青年部臨時総会・新年会

23日 マル経審査会 28日 北三陸くじ冬の市

(定期相談)保証協会10・17日 公庫国民生活事業13日 公庫中小企業事業18日